

まつかわ太陽の会
清一 竹村幸宏 原田 西尾明廣
名北 宮澤正典 中荒町 矢澤勇
東浦 松本朗彦 羽場 宮沢朋文

告発!!

明らかにになった、 落札予定価格の漏洩!!

平成27年6月26日から始まった不正入札!
これを継続し、隠蔽を図る宮下町政!!
この不正を正当化する監査委員!
記録も記憶もないという幹部職員!!

令和元年11月22日、私達が「平成27年度以降で官製談合の疑いがある入札の調査を求める請願書」を議会に提出し、同年12月12日、「小中学校エアコン設置工事についての住民監査請求」を提出した時の状況は、その後新たに判明した不正の事実により、局面が変わってきています。

つまり、出願時は「疑惑の入札」だったものが、
現在は「不正の入札」に変わったということです。

以下で、現時点での最新の情報を提示しながらご説明します。

※ 私達は自身の実名を載せ、意見広告を出しています。この意見広告は決して怪文書などではありません。町民の皆様には、この意見広告の内容が嘘か真実か、ご自身で確認しご判断いただきたいと思ひます

1.もはや、疑惑ではありません！

【情報漏洩】

表1は昨年(平成31年)の、小中学校エアコン設置工事における役場設計書の工事費内訳書(資料1)と落札業者の工事費内訳書(資料2)の比較表です。(B/A)は各落札業者が工事費内訳書として提出した値(B)を役場の工事費内訳書の値(A)で除して算出した比率です。

松川北小学校のエアコン工事において、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費の当該比率は、全て 0.994975 となっています。それぞれ独自に見積もりするのであれば、このような偶然が起こることは絶対にあり得ません。

役場の工事費内訳書が落札業者に漏洩していたことは明らかです。

表1：役場工事費内訳書と落札業者工事費内訳書との比較表

工事名	松川中学校エアコン工事			松川中央小学校エアコン工事			松川北小学校エアコン工事		
	松川町役場 (A)	落札業者 (B)	比率 (B/A)	松川町役場 (A)	落札業者 (B)	比率 (B/A)	松川町役場 (A)	落札業者 (B)	比率 (B/A)
建築工事	4,515,257	3,870,000	0.857094	2,822,256	4,477,810	1.586607	2,082,391	2,071,928	0.994975
機械設備工事	24,358,914	24,110,000	0.989781	20,995,092	20,691,720	0.985550	15,040,010	14,964,435	0.994975
電気設備工事	33,357,991	33,120,000	0.992866	27,540,734	27,522,730	0.999346	13,434,953	13,367,445	0.994975
直接工事費	62,232,162	61,100,000	0.981807	51,358,082	52,692,260	1.025978	30,557,354	30,403,808	0.994975
共通仮設費	1,487,348	920,000	0.618551	1,135,013	1,159,200	1.021310	476,694	472,290	0.990761
現場管理費	5,996,005	9,270,000	1.546029	5,454,032	3,446,070	0.631839	2,662,721	2,632,240	0.988553
一般管理費	8,724,485	6,210,000	0.711790	7,402,873	6,702,470	0.905388	4,542,231	4,491,662	0.988867
仮設・管理費計	16,207,838	16,400,000	1.011856	13,991,918	11,307,740	0.808162	7,681,646	7,596,192	0.988876
工事価格	78,440,000	77,500,000	0.988016	65,350,000	64,000,000	0.979342	38,239,000	38,000,000	0.993750

資料1：役場工事費内訳書

資料1は、役場設計書の工事費内訳書と、落札業者の工事費内訳書の比較表です。表には、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、仮設・管理費計、工事価格の各項目が記載されています。比率(B/A)は、落札業者の値(B)を役場の値(A)で除した値です。

資料2：落札業者工事費内訳書

資料2は、落札業者の工事費内訳書の3つのサンプルです。各業者の提出した値は、役場の設計書の値と非常に近い値を示しています。これは、設計書の情報が業者に漏洩していることを示唆しています。

松川北小学校エアコン工事の不正入札はこのように明らかですが、他の2校のエアコン設置工事についても、以下の理由により不正入札と考えられます。

この3校のエアコン設置工事の入札は一抜け方式の入札です。一抜け方式とは、当該3入札とも同じ指名業者で入札が行われ、先の工事を落札した業者はその後の入札を除外されるという方式であり、3校の工事は一体の入札と見るべきです。北小学校のエアコン工事だけで不正が行われ、他の中学校、中央小学校のエアコン工事が適正に行われたはずがありません。

もう一つの根拠は、総額工事価格の当該率が

中学校工事価格の比率 :B/A=0.988

中央小学校工事価格の比率 :B/A=0.979

北小学校工事価格の比率 :B/A=0.993

と限りなく1.0に近く、しかも一回目の入札で落札されています。(資料3) 加えて、北小学校の役場設計価格が落札業者に漏洩している事から判断すれば、他の2校の役場設計価格が同様に漏洩していたと推測されます。

なぜ、北小学校の落札業者だけ不正が明確に露見したのかを考えると、この業者はこのような不正入札の経験が乏しかったのではないかということと、当時、役場は入札情報に関して、「今後の入札に影響し、公正な入札ができなくなる」という理由で、一切公開を拒否していたため、「どうせ分からないだろう」という甘い考えによるものからだと思います。

資料3：入札経過書

No.317		平成30年度 ブロック類・冷暖設備対応臨時特別交付金事業 松川北小学校 エアコン設置工事 施工(納)	
入札(決定)日時	平成31年1月23日 午前10時00分	入札(決定)日時	平成31年1月23日 午前10時00分
入札書	1冊	入札書	1冊
開札	2冊	開札	2冊
見積		見積	
入札(見積)書記載金額	78,800,000	入札(見積)書記載金額	64,000,000
上記の8/100相当額	7,880,000	上記の8/100相当額	6,400,000
決 定 金 額	83,700,000	決 定 金 額	68,120,000
入札(見積)書記載金額	77,900,000	入札(見積)書記載金額	64,000,000
上記の8/100相当額	6,200,000	上記の8/100相当額	5,120,000

No.318		平成30年度 ブロック類・冷暖設備対応臨時特別交付金事業 松川中央小学校 エアコン設置工事 施工(納)	
入札(決定)日時	平成31年1月23日 午前10時00分	入札(決定)日時	平成31年1月23日 午前10時00分
入札書	1冊	入札書	1冊
開札	2冊	開札	2冊
見積		見積	
入札(見積)書記載金額	79,800,000	入札(見積)書記載金額	65,300,000
上記の8/100相当額	7,980,000	上記の8/100相当額	6,530,000
決 定 金 額	83,700,000	決 定 金 額	68,120,000
入札(見積)書記載金額	77,800,000	入札(見積)書記載金額	64,700,000
上記の8/100相当額	6,208,000	上記の8/100相当額	5,176,000

No.319		平成30年度 ブロック類・冷暖設備対応臨時特別交付金事業 松川北小学校 エアコン設置工事 施工(納)	
入札(決定)日時	平成31年1月23日 午前10時00分	入札(決定)日時	平成31年1月23日 午前10時00分
入札書	1冊	入札書	1冊
開札	2冊	開札	2冊
見積		見積	
入札(見積)書記載金額	38,500,000	入札(見積)書記載金額	38,000,000
上記の8/100相当額	3,080,000	上記の8/100相当額	3,040,000
決 定 金 額	41,040,000	決 定 金 額	41,040,000
入札(見積)書記載金額	38,000,000	入札(見積)書記載金額	38,000,000
上記の8/100相当額	3,040,000	上記の8/100相当額	3,040,000

【動かぬ証拠0.994975が判明しても、隠蔽しようとする宮下町政!!】

宮下町長は、私達の令和2年1月20日付けの「0.994975についての質問状」(資料室)について、「極めて不自然であり、調査の実施を検討する。」と回答しています。

しかし、2月から始まった長野地裁での裁判では全く根拠を示さず、「問題ない。」と主張しています。また、調査結果について情報公開を求めたのですが、全て、拒否しています。

【談合について】

もし、予定価格が指名業者に漏洩していたとしても、競争が行われていたとしたら、限りなく下限値である予定価格最低制限価格付近で落札されるはずですが。

そうでなければ、自分が入札した金額よりも最低制限価格に近い価格を入札する業者が現れる可能性があり、落札することはかなわないからです。

それが、事前に予定価格を知った業者が上限値である入札書比較価格の0.979～0.993で入札するということは、当該落札業者は他の業者がこれ以下では入札しないという確信(談合)があったからではないでしょうか。

以上より、当該エアコン工事の入札で談合があったと判断するのが合理的です。

【前例の無い疑惑の指名業者選定】

次に示すのは小中学校エアコン設置工事の入札の指名業者と入札結果です。

[指名業者]：()内は企業体オーナーの年間売り上げ

明和工業・松川設備工業 特定建設工事共同企業体	(平成28年	5.9億)
飯田工業・北原産業 特定建設工事共同企業体	(平成29年	3.5億)
三笠設備・エビスヤ産業 特定建設工事共同企業体	(平成28年	3.0億)
シノダ設備・大場住設工業 特定建設工事共同企業体	(平成28年	14.2億)
神稲建設(株)	(平成28年	105.5億)
(株)ヤマウラ	(平成28年	169.3億)

※特定建設工事共同企業体とは今回の工事のみを目的とした企業体で、入札資格は企業体オーナーである飯田市の明和工業、飯田工業、三笠設備、シノダ設備が持ち、松川町の業者は単独では入札資格がないので企業体を組んでいます。

()内の売り上げ(東京商工リサーチ長野県会社年鑑より)は有資格社の売り上げです。

[入札結果]

中学校	神稲建設(株)	83,700,000
中央小学校	明和工業・松川設備工業 特定建設工事共同企業体	69,120,000
北小学校	三笠設備・エビスヤ産業 特定建設工事共同企業体	41,040,000

上記の様に、3億～14億円の年間売り上げがある専門業者による特定建設工事共同企業体と、106億～169億円の年間売り上げがあるゼネコンが同じ土俵で競争入札を行っています。また、企業体オーナーのほとんどはこれらのゼネコンの下請けです。

規模から見ても、また、元請け下請けという関係から考えても同じ土俵で競争できるとは思えません。また、いまだかつてこのような指名メンバーの組み合わせでの入札は行われたことはありません。

この前例のない組み合わせに疑問を持ち、選定経過に関する情報を情報公開条例により取得しようとしたが、出てきたものは「入札指名業者選定調書」(資料4)という決定結果だけで、経過がわかるものではありませんでした。まさに、ブラックボックスの中です。

このような業者選定方法から推測しても、適正な競争を妨げる、ある意図が働いているのではないかと考えざるを得ません。

資料4：入札指名業者選定書

入札指名業者選定調査

松川町長 殿

町長 可
決 裁 否

松川町業者選定委員会
選定委員長 副町長

下記のとおり選定しました
平成31年1月4日 選定分

工事名	施工場所	工種	数量	設計額 (千円/税抜)	工期	業者名(家)	委員会 可 否
平成30年度 シュレッダー購入 【総務課/行政事務係】	松川町役場	備品購入	1台	800	H31.2.28	南正太 南森文具店 納大前 松守堂 南ミナトヤ	可
平成30年度 町車 町道大草線地 道路安全施設工 事【総務課/危機管理係】	名子	カラー塗装 (グリーンベ ル)	L=400m他	1,880	H31.3.29	鶴飯倉 黒河内建設 北新藤村陶器店支店 矢木コーポレーション朝飯田支店	可
平成30年度 町車 町道14号線 道路改良工事 【建設課/土木係】	中の村	拡幅改良	L=32.5m W=4.0m	2,940	H31.3.29	阪生田工務所 出敷崎組 鶴セア 南松川組 南宮建設	可

1/5

2.疑惑の入札について

【過去の入札情報からわかること】

(1) 表2は、昨年8月より「子供の安全が軽視され、異常に高額な小中学校のエアコン設置工事の疑惑」を追及する中、情報公開条例により取得した過去の入札情報の中から、平成3年度～令和元年度の間に実行された1億円以上の工事と、一抜け方式入札による平成21年度のデジタルテレビ整備事業、及び今回の小中学校エアコン設置工事をまとめたものです。

平成27年度(深津町政2期目)～平成31年度(宮下町政1期目)の**工事No.19～24の入札書比較価格が、設計者が決めた設計価格と同額**になっています。入札書比較価格とは税抜きの予定価格で、落札範囲の上限値です。

また、全ての落札価格が、上限である入札書比較価格の98%～100%という極めて高い落札率で、神稲建設株式会社とその下請け会社が全て1回目の入札で落札しています。

表2：平成3年～平成31年の入札情報

<平成3年～平成31年の入札情報>		★ 表の網掛けは一抜け方式の入札で、他は一億円以上の工事				入札書比較価格：落札上限値の税抜き価格			RI11.18		
NO	設計価格	入札書比較価格	比較/設計	最低価格	最低/設計	落札価格	落札/比較	落札/設計	入札経過	落札業者	
1	平成3年度松川町宿泊施設建設工事	536,000,000	466,000,000	86.9%		465,000,000	99.8%	86.8%	1回目の入札不落札者替えの1回目	大井建設(株)	
2	平成4年度リフレッシュタウンまつかわ整備事業屋内スポーツ施設及び管理棟建設工事	137,380,000	122,000,000	88.8%		121,000,000	99.2%	88.1%	3回目入札、3回見積り計6回	大井建設(株)	
3	平成5年度リフレッシュタウンまつかわ整備事業室内温水プール建設工事	448,600,000	396,000,000	88.3%		395,000,000	99.7%	88.1%	3回目入札、2回見積り計5回	大井建設(株)	
4	平成5年度リフレッシュタウンまつかわ整備事業室内温水プール機械設備工事	145,180,000	120,300,000	82.9%		120,000,000	99.8%	82.7%	3回目入札、2回見積り計5回	明和工業(株)	
5	平成5・6年度生業簡易水道設備事業浄水場建設工事	348,400,000	339,000,000	97.3%		338,800,000	99.9%	97.2%	3回入札	オルガノ(株)	
6	平成7・8年度松川町衛生一般廃棄物最終処分場建設工事	520,000,000	457,600,000	88.0%		450,000,000	98.3%	86.5%	3回目入札、3回見積り計6回	新堀、神稲、宮沢建設共同企業体	
7	平成10年度国庫補助農業集落排水事業大島地区処理施設建設工事	512,480,000	485,000,000	94.6%		485,000,000	100.0%	94.6%	3回目入札、1回見積り計4回	浅野・神稲建設JV	
8	平成10年度国庫補助農業集落排水事業名子南地区処理施設建設工事	344,470,000	327,000,000	94.9%		327,000,000	100.0%	94.9%	3回入札	日立化成・里野組建設共同企業体	
9	平成11年度国庫補助農業集落排水事業福与地区処理施設建設工事	220,680,000	209,600,000	95.0%		208,000,000	99.2%	94.3%	3回入札	吉川・北沢・ヤマウラ建設共同企業体	
10	平成13年度上片桐統合保育園建築工事	438,000,000	389,820,000	89.0%		305,000,000	78.2%	69.6%	1回目	神稲建設(株)	
11	平成14年度国庫補助農業集落排水事業上片桐上地区処理施設機械電気設備工事	117,630,000	111,330,000	94.6%		111,000,000	99.7%	94.4%	2回目	日立プラントテクノ(株)	
12	平成21年度デジタルテレビ整備事業(NO1)	7,896,400	7,280,000	91.9%		5,138,100	70.8%	65.1%	1回目	(資)和地商店	
13	平成21年度デジタルテレビ整備事業(NO2)	4,504,800	4,140,000	91.9%		2,767,088	66.8%	61.4%	1回目	久保田電気商会	
14	平成21年度デジタルテレビ整備事業(NO3)	5,014,000	4,610,000	91.9%		3,880,000	84.2%	77.4%	1回目	(有)ホームセンターすまいる	
15	平成21年度 北小学校棟耐震補強工事	172,500,000	158,000,000	91.6%		137,000,000	86.7%	79.4%	1回目	木下建設(株)	
16	平成22年度 中央小体育館耐震補強工事	208,760,000	187,000,000	89.6%		164,000,000	87.7%	78.6%	1回目	神稲建設(株)	
17	平成23年度中央小給食室他改築工事	269,080,000	255,630,000	95.0%		254,000,000	99.4%	94.4%	2回目	神稲建設(株)	
18	平成25年度名子統合保育園建設工事	447,700,000	399,000,000	89.1%		399,000,000	100.0%	89.1%	4回目	ヤマウラ・林材木店企業体	
19	平成27 中央公民館改築・チャンネルニュー・28年度 局舎建設工事	634,472,000	634,472,000	100.0%	560,000,000	88.3%	634,000,000	99.9%	99.9%	1回目	神稲・林材木企業体
20	平成29年度中学校給食室他改築工事	349,000,000	349,000,000	100.0%	314,100,000	90.0%	349,000,000	100.0%	100.0%	1回目	神稲建設(株)
21	平成30年度中学校エアコン設置工事	78,440,000	78,440,000	100.0%	70,590,000	90.0%	77,500,000	98.8%	98.8%	1回目	神稲建設(株)
22	平成30年度中央小学校エアコン設置工事	65,350,000	65,350,000	100.0%	58,810,000	90.0%	64,000,000	97.9%	97.9%	1回目	明和工業・松川設備工業企業体
23	平成30年度北小学校エアコン設置工事	38,239,000	38,239,000	100.0%	34,410,000	90.0%	38,000,000	99.4%	99.4%	1回目	三笠設備・エビスヤ産業企業体
24	平成31年度町民体育館耐震補強工事	259,090,000	259,090,000	100.0%	233,180,000	90.0%	254,000,000	98.0%	98.0%	1回目	神稲建設(株)

(2) 昨年の4月までは、入札に関するこれらの情報は町議会議員が議会の場で要求しても「今後の入札が公正に行われなくなる」という理由で拒否され、一切、公開されてきませんでした。当然、指名業者も過去の入札の詳細単価などの情報を持っていないわけです。

また、今回私達が指摘しているNo.19～24の疑惑の工事は、既知である県の単価を採用して行う町単の土木工事と違い、民間設計業者が工事別に行う、個別の単価を使用した個別の見積りです。

それにもかかわらず、指名業者が役場から渡された設計図面と金額抜きの工事費内訳書から数百～数千を超える項目を見積もって、町長のみが独自の判断で決定し極秘に管理されるはずの入札書比較価格に対し、その98%～100%で一回目の入札により落札する偶然が、立て続けに起こるはずがありません。落札の上限値である入札書比較価格が指名業者に漏れていると考えるのが合理的だと思います。

ちなみに、町単の入札では最低制限価格前後の札が入り、失格業者も出ており、適切な競争が行われていると思われま

(3) 次に、価格情報が漏れていたとしても、適正な競争が行われていれば限りなく下限値である最低制限価格付近で落札されるはずで

す。町の他の入札では最低制限価格以下の札で失格者も出ており、この状況は起きています。

それが、No.19～24の入札では一回目の入札で落札範囲の上限値である予定価格の98%～100%で落札されています。それに対し、平成26年度以前の入札では、60%台～80%台の落札率も相当数あり、入札の回数も複数回に達するのが通例であり、1回目で落札した場合でも落札率が60%台～80%台に留まっており、90%を超えた例はありません。以上より、No.19～24の入札において、入札業者に情報が漏れ、談合していたことが推認できると

3.不正入札は平成27年6月26日から

【落札価格の上限値である入札書比較価格の漏洩について】

まず、重大問題は、入札書比較価格が入札業者選定調書(資料4)の設計額(設計業者の設計価格)と同額だということです。また、そのことを11名の選定委員が入札前に知っていたという問題です。このことは、委員である多くの課長達が認めています。

入札書比較価格とは、予定価格調書に落札価格の上限値(税抜)として入札前に町長が独自の判断で決定し、入札当日まで誰も見られない状態で保管されている重要な値です。

平成27年度以前は、全て町長が自筆で書き、封筒に入れて金庫に保管されていました。しかし、設計業者の設計価格が入札書比較価格と同額になった「平成27年6月26日の入札以降の27年度分」と「令和元年度の確認できた4月～7月分まで」、町長が公正の証として秘密に自筆で記入してきたはずの入札書比較価格が、印刷した文字に変更されています(資料5)。これは、町長以外の役場関係者が印刷しているのです。このことも、担当職員は認めています。

これらは、入札前に町長以外の役場関係者が入札書比較価格を知っているという証です。

資料5：入札書比較価格を手書きではなく、印刷した予定価格調書

様式第93号(109条)

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格 (最低制限価格)	()	円
入札書比較価格 (最低制限価格)	634,472,000	円
	560,000,000	

平成 27 年 6 月 26 日

予算執行者
松川町長 深津 徹

記

平成27・28年度 社会資本整備総合交付金(都市圏整備計画事業)

式第93号(109条)

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格 (最低制限価格)	284,999,000円
入札書比較価格 (最低制限価格)	(256,498,000円)
	259,090,000円
	(233,180,000円)

平成 31 年 5 月 16 日

予算執行者
松川町長 宮下 智博

記

ただ、前述の1の【情報漏洩】は、設計業者の設計価格が役場の入札書比較価格と同額であることを入札前に知り、かつ、役場の工事費内訳書を入札前に扱うことが出来た人物の行為です。

【不正入札を正当化する「歩切り禁止の虚偽」】

松川町当局者は入札書比較価格を設計価格と同額にしたことを、平成26年10月22日付、国土交通大臣の総行行第231号国土入企第14号「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」と題する通達(資料室)における歩切り禁止の記載を根拠にしていますが、歩切り禁止の前提は適正に積算した価格の歩切りを禁止しているのであって、外部の設計業者の設計価格を歩切りすることを全て禁止しているのではありません。

ちなみに、歩切り禁止を根拠に平成27年6月26日から実施された設計業者の設計価格を入札書比較価格に決定した会議の議事録と資料を情報公開条例により求めたところ、「情報が無いので公開できない。」(資料6)ということでした。

また、現在の町の財務規則等の入札に関する規則の中には「歩切りを禁止する」という文言は一切入っていません。

資料6：歩切禁止に関する情報公開請求と「情報が無いので公開できない。」という決定通知書

様式第1号

松川町情報公開請求書

令和1年12月30日

松川町長 宮下 智博 様

〒 399-3301
住所 松川町上片桐3316-1
請求者 竹村 幸宏
電話番号090(3147)5641

松川町情報公開条例第6条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の件名及び内容	平成27年6月若しくは7月、役場が入札書比較価格を設計価格(見積額)と同額にすることを決定した際の会議の議事録および資料、また、同年春、米山まちづくり政策課長が長野県主催の設計価格を入札書比較価格にするように(歩切り禁止の)指導を受けたとする会議の資料。
請求の目的	情報収集
利害関係の内容	納税者
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(視聴取を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (口書法希望)
備考	

注 各欄に必要事項を記入し、□には該当するものに「レ」印を入れてください。
※ 法人その他の団体にあつては事務所または事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第3号

松川町情報部分公開決定通知書

元松総第112号
令和2年1月16日

竹村 幸宏 様

松川町長 宮下 智博

令和元年12月30日付けで公開請求がありました情報につきましては、次のとおり部分公開することに決定しましたので、松川町情報公開条例第7条の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	① 平成27年6月若しくは7月、役場が入札書比較価格を設計価格(見積額)と同額にすることを決定した際の会議の議事録および資料。 ② 平成27年春、米山まちづくり政策課長が長野県主催の設計価格を入札書比較価格にするように(歩切り禁止の)指導を受けたとする会議の資料。
情報の公開の日時及び場所	日時 令和2年1月16日(木) 場所 松川町役場
※公開することができない部分及び理由	(できない部分) ①に関する情報。 (理由) 松川町情報公開条例第2条第2号に該当する情報は存在のため。

【記録も記憶もないと言う幹部職員】

令和2年1月下旬、平成27年度当時のまちづくり政策課長であった米山現保健福祉課長、総務課長であった塩倉現生涯学習課長、建設課長であった田中現総務課長、生涯学習課長であった小木曾現まちづくり政策課長に、「平成27年6月26日から、歩切り禁止を根拠に実施された『設計業者の設計価格を入札書比較価格に決定した会議』の情報がない。」という情報公開の回答について質問したところ、「課長会議であったような気がする。」という話でした。

「それでは課長会議での記録は？」と質問したところ、「資料もレジュメもメモも全くない。確かな記憶もない。」という回答でした。

また、この時、落札業者の工事費内訳書について、「平成27年、『工事費内訳書』が規定では認められていない『総括表』(後述)でも良いということを誰がどのように決定したのか、その記録・記憶はないのか？」と質問したところ、「分らない」という回答でした。

役場という公の中で、このような重要な決定事項に関して全く記録も記憶もないなど信じられない話です。

また、「落札業者の工事内訳書はどの部署が受け、検証するのか？」という質問については驚くことにこの4人の課長全員が、「平成27年の当初から、誰もみていない。」という回答でした。

【規則を守らない役場組織】

松川町には入札に関して、「入札・契約に係る基本事項」・「入札心得」・「工事費内訳書の提出について」・「松川町財務規則」等があり、これらは町のホームページでも公開されています。

これらの規則の内、一つでも守られていたとしたらこのような不正が行われることはなかったはずで、また、一人の役場職員がこれらの規則を根拠に「この様な入札はおかしい」と指摘したら止まっていたはずで、

このような不正が平成27年度から長期に継続しているのは、役場の上層部、すなわち町長等の指示による組織ぐるみの不正行為だと判断せざるを得ません。

4.No.19～No.24の工事の推定損害額

【高額な経費率を補正し、正当な競争を行った場合】

(1) 先ず、表2のNo.21～23エアコン設置工事において、当該請負業者に不当な利益が供与されたことにより松川町に生じたと思われる多大な損害額を、私達の積算額と比較することで具体的に明らかにします。

イ.松川中学校エアコン設置工事に関して具体的な損害額を算出する。

①町の設計書に、私達が調べた市場単価に置き換えた直接工事費を積算した。(資料室)

※町の設計書の記載では積算困難だった項目は町の設計書の単価を採用した。

まつかわ太陽の会積算の純工事費 : A = 36,181,155円

となる。

②町の設計書では経費率＝総経費(現場管理費 + 一般管理費)／純工事費＝23.1%であるが、今回のエアコン設置工事は既製品のエアコンを単に設置し、それに電源工事が追加されているだけであり、この経費は異常に高額である。

そこで、この経費率を、まつかわ太陽の会が正常と考える経費率の15%で計算すると、

$$\begin{aligned} \text{市場工事価格 : } B &= A \times 1.15 \\ &= 41,608,328 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。

③落札率については、正当な競争が行われた場合として、県のデータから南信州の平成30年度の平均落札率92.7%を採用し、

$$\text{落札率 : } C = 92.7\%$$

とする。

④ ①、②、③より

$$\begin{aligned} \text{松川中学校エアコン設置工事の損害額 : } X \\ &= (\text{神稲建設落札額 : } E - \text{市場工事価格 : } B \times \text{落札率 : } C) \times \text{消費税} \\ &= (77,500,000 - 41,608,328 \times 0.927) \times 1.08 \\ &= \underline{\underline{42,043,406 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

となる。

ロ.松川中央小学校エアコン設置工事の損害額は、単価は松川中学校エアコン設置工事とほとんど同じなので、中学校の損害率Fは、

$$\begin{aligned} \text{損害率 : } F &= \text{損害額 : } X / (\text{神稲建設落札額 : } E \times \text{消費税}) \\ &= 42,043,406 / (77,500,000 \times 1.08) \\ &= 0.502 \end{aligned}$$

となる。

以上より、

$$\begin{aligned} \text{松川中央小学校エアコン設置工事損害額 : } Y \\ &= 64,000,000 \times 0.502 \times 1.08 \\ &= \underline{\underline{34,698,240 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

となる。

ハ.松川北小学校エアコン設置工事の損害額は、単価は松川中学校エアコン設置工事とほとんど同じなのでイと同様に、

$$\begin{aligned} \text{松川北小学校エアコン設置工事損害額 : } Z \\ &= 38,000,000 \times 0.502 \times \text{消費税 : } 1.08 \\ &= \underline{\underline{20,602,080 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

となる。

二.以上より今回の小中学校エアコン設置工事での町の総損害額は

$$\begin{aligned} X+Y+Z &= 42,043,406+34,698,240+20,602,080 \\ &= \underline{\underline{97,343,726 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

となる。

※町の設計書の記載項目だけでは積算困難だったために、町の設計書の単価を一部採用しましたが、そこにも多額の不当な利益が隠されている可能性が有り、精査すれば損害金額は増額すると思われます。

(2) 次に、表2のNo.19、20、24の工事について損害額を算出します。

積算単価は、その時の相場を推測することができないので設計価格を市場価格として、談合があったとしての損害額のみ算出で、(1)と同様に、県の落札率 :C = 92.7% を採用します。

$$\begin{aligned} \text{損害額} &= \text{No.19、20、24の落札金額の合計} \\ &\quad - \text{No.19、20、24の入札書比較価格の合計} \times 0.927 \\ &= (934,000,000+349,000,000+254,000,000) \\ &\quad - (934,472,000+349,000,000+259,090,000) \times 0.927 \\ &= \underline{\underline{107,045,026 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

となります。

(1)、(2) より、No.19～24の工事での推定損害額の合計は

$$\begin{aligned} \text{総損害額} &= 97,343,726+107,045,026 \\ &= \underline{\underline{204,388,752 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

となります。

5.不正工事費内訳書の提出

【総括表での入札は規定違反】

「工事費内訳書の提出」は、平成27年4月より実施されています。

2頁資料2は当該入札時に提出された落札業者の工事費内訳書です。また、資料7は入札条件である工事費内訳書に関する規定です。

当該落札業者の工事内訳書は資料7の、

「2.前記の工事費内訳書はつぎに掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

- (1)設計図書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
- (2)設計図書と同等の項目が含まれる独自様式のもの」

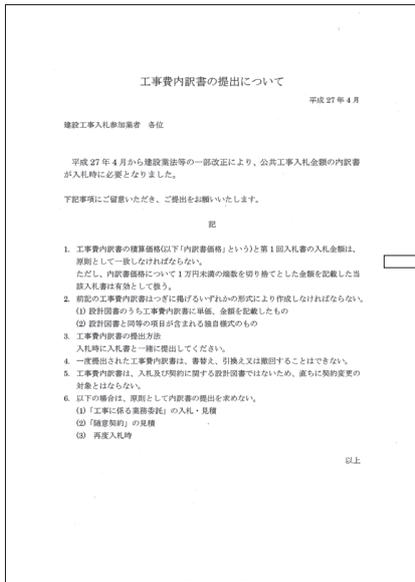
の規定に明らかに違反しています。

具体的には、役場による中学校エアコン設置工事設計図書の工事費内訳書(資料室)には約300項目ありそれぞれの単価と金額が記されていますが、資料2の神稲建設(株)が提出した工事費内訳書は単なる総括表であり、内容(適正な施行ができるか等)を確認できるものではありません。

これは、松川町財務規則(資料8)に記載されている入札書無効の規定である第112条の(4)「金額その他記載事項が明らかでない入札書」及び(5)「前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書」に該当します。

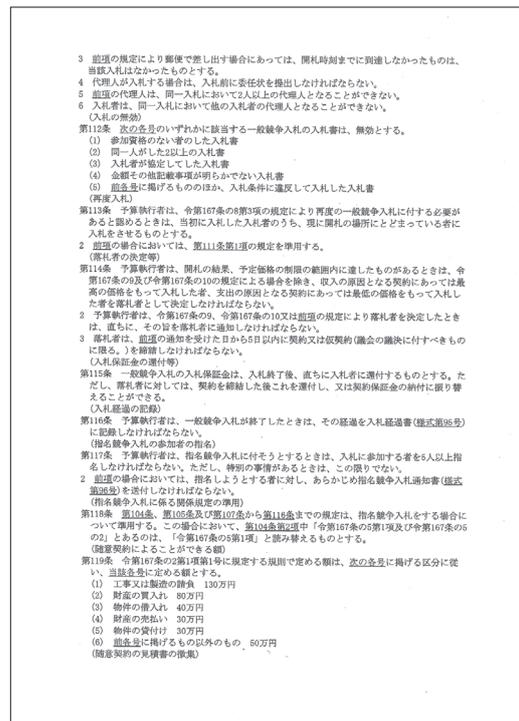
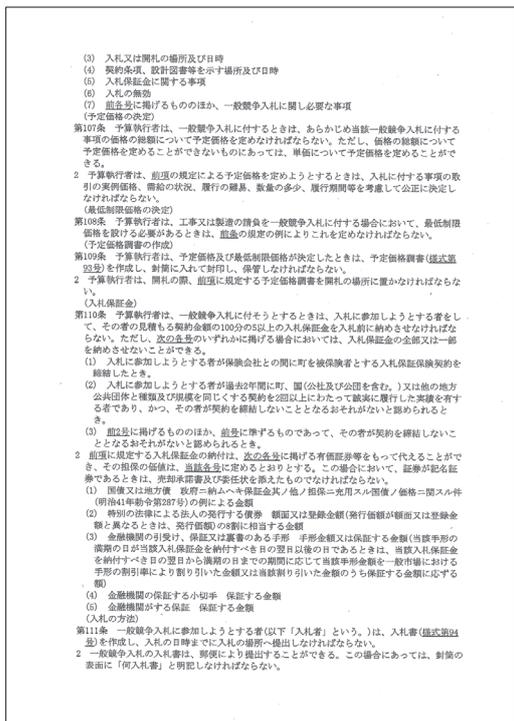
以上より、当該落札の入札書は無効であり、当該3小中学校のエアコン工事の契約自体が不当であると言えます。

資料7：入札条件である工事費内訳書に関する規定



1. 工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という)と第1回入札書の入札金額は、原則として一致しなければならない。
ただし、内訳書価格について1万円未満の端数を切り捨てとした金額を記載した当該入札書は有効と扱う。
2. 前記の工事費内訳書はつぎに掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
(1) 設計図書のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
(2) 設計図書と同等の項目が含まれる独自様式のもの
3. 工事費内訳書の提出方法
入札時に入札書と一緒に提出してください。
4. 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
5. 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。
6. 以下の場合には、原則として内訳書の提出を求めない。
(1) 「工事に係る業務委託」の入札・見積
(2) 「随意契約」の見積
(3) 再度入札時

資料8：松川町財務規則



6. 小中学校エアコン設置工事に関する「住民監査請求却下の決定書」について

以下で、小中学校エアコン設置工事に関する住民監査請求却下について言及します。

(1) 監査員は却下の理由として、「根拠となる損害額の算出において、請求人(私達)の個人的思料、または私見を述べているのであって、客観的な根拠となり得ない。」とっています。

しかし、松川町財務規則の第107条2項では、「予算執行者は前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。」と記載されています。これは実勢価格を調べ公正に決定しなさい、としているのです。

当然、実例価格は無数にあり、請求人(私達)の提示した価格も実例価格の一つであることは明らかです。また、役場の設計価格である実施設計者の価格も特定の下請けから見積りを取って決定した実例価格の一つに過ぎません。

請求人は「役場が決定した実例価格が請求人の実例価格と比べて不当に高額である。」と主張しているものであり、請求人が示した価格が私見であるという理由で当該住民監査請求を却下することは不当です。

(2)次に、請求人の価格と役場の設計価格のどちらが実勢価格に近いかについて言及します。

比較が容易で、かつ、既製品であり、今回の象徴的な主材料であるエアコン本体の価格について比較検討します。

松川中学校エアコン設置工事費内訳書のエアコンPAC-4の役場設計単価521,600円に対し、請求人の積算価格の内訳明細書(工事費内訳書)の実例単価は260,800円です。

インターネット上で入手した当該機種10件の実例単価は、195,300円～279,100円であり、請求人の実例単価260,800円により近く、請求人の実例単価が実勢価格と判断されるべきです。(資料室)

以上より、実勢価格の約1.9倍～2.7倍の役場設計単価521,600円は不当であり、請求人の実例単価が当該住民監査請求で却下されるべきではありません。

(3)監査員は却下の理由として、令和元年9月～10月に行われた、現場工事監査での「指名競争入札において、談合があったと認めるに足る確固たる根拠は認められなかった。」という工事技術調査報告書を根拠としています。

入札業者は、第一回目の入札金額の内訳書を役場から渡された金額抜きの工事費内訳書に単価及び金額を入れて一回目の入札時に提出することが求められています。

入札業者が提出する工事費内訳書は、町のホームページに「入札・契約に関する基本事項」・「松川町入札心得」等と並列に記載されている「入札契約に関する情報」にあたる重要な書類です。

具体的には、町の設計価格の単価と業者の単価を比較するために使用されますが、監査員が却下の根拠としている工事技術調査報告書では業者の工事費内訳書について、なぜか、全く触れていません。しかし、入札は適切であると断定しています。

私達は、当該住民監査請求を提出した令和元年12月12日から通知書が書かれた令和2年1月14日の間で、監査員が入札時に落札業者が提出した工事費内訳書について全く調べていないことを、別途確認しました。

表1と同様な役場の内訳書と落札業者の内訳書を比較するだけであれば10分ほどで可能であり、松川北小学校のエアコン工事において、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費の当該比率が全て0.994975となっていることに、容易に気付くことができました。

また、監査員は請求人(私達)の積算価格の内訳明細書(工事費内訳書)(資料室)の単価などについて根拠を聞くべきだったと思いますが、請求人に対して事情聴取を全く行わず、通知期限である60日間に対して約半分の30日余りを残して「決定書」の通知を送付してきました。

以上より、当該監査が単にずさんであるというだけでなく、結論ありきの不当監査だったと言わざるを得ません。（住民監査請求、却下決定書、反論についての詳細は資料室をご参照下さい。）

7. 清く、正しく、真っ直ぐでは無かった宮下智博町長!!

【これまでの経過】 ※資料室の音声・画像データは、当事者了解の元に記録したものです。

令和元年6月29日	宮下町長は小中学校エアコン設置工事不正入札疑惑について、まちづくり懇談会を公開で行い、不正を追及すると私達と約束する。 私達は質問内容のシナリオを事前に渡す約束をする。 （資料室：音声データ 竹村工業株式会社本社）
8月 6日	宮下町長は前触れも無く約束を反故にし、「単なる数字だけで、問題ない。」 と言い出す。 （資料室：質問内容のシナリオ、音声・画像データ えみりあ）
8月 9日	私達が心変わりの理由を質問するも、宮下町長は答えず、「追及すると訴えられる。」と久保副町長が発言する。宮下町長は次回まちづくり懇談会の申し込みを拒否する。 （資料室：音声データ 役場）
10月23日	小木曾まちづくり政策課長が「当該入札に問題ないことを8月2日飯田建設事務所に確認した。」というので、飯田建設事務所に出向き担当者に話を伺うが、担当者は「県の入札について話をしたが、松川町の入札についての見解は出していない。」という回答。 県庁の入札担当部署（建設部技術管理室）を紹介していただく。
10月24日	役場ホールで住民として面談する。官製談合疑惑をはじめとする宮下町長誕生以降の疑問について質問する。時間切れで後日に延長することになる。 （資料室：質問内容のシナリオ、音声・画像データ 役場）
11月19日	県庁技術管理室・会計局の担当者から県の入札について話を伺うが、「松川町の入札疑惑については県として何ともいえない。」という回答。 飯田警察署の担当者の紹介を受ける。
11月22日	松川町議会に「平成27年度以降の官製談合の疑いがある入札の調査を求める請願書」を提出。
12月 2日	役場ホールで住民としての面談（10月24日の延長）を行う。 （資料室：質問内容のシナリオ、音声・画像データ 役場）
12月12日	「小中学校エアコン設置工事の住民監査請求」の提出。 （資料室：住民監査請求書）
令和2年1月14日	住民監査請求却下の決定書を受け取る。 （資料室：決定書）
”	「疑惑入札」が「不正入札」になった証である0.994975が判明する。 （表1）
2月13日	私達6名連名（原告）で行政訴訟を長野地裁に起こす。（原告訴状）
3月27日	被告（宮下町長）答弁書
5月12日	原告準備書面（1）

町民の皆様、令和元年10月24日、12月2日の宮下町長と私達6名とで役場ホールで行った面談のビデオ(資料室)を是非ご覧下さい。町長の人となりが見えます。質問内容のシナリオに沿って進行していますので、参考にしていただくとより分かりやすいと思います。

【小中学校エアコン設置工事の安全性確認はどこへ?】

宮下町長は選挙戦で私達と「子供達の安全のため小中学校のエアコンを床置きにする」という約束をしました。

そして、当選後の6月2日、宮下町長は役場で竹村幸宏に「子供達の安全の為に約束通り、全て床置きにする。」と言い、その時、高坂教育長が議会について言及すると「もし、議会が反対したら、給料を半分にしても教育長を守る。」と力強く約束しました。

しかし、わずか二日後の議会全員協議会で約束を反故にしました。直ちに抗議した竹村に対して宮下町長は「あの約束は個人の意見だった。貴方に脅されたからだ。」と、耳を疑うような返答でした。

8月6日の一般公開のまちづくり懇談会で宮下町長は「床置きが安全か天吊りが安全か自分は判断が出来ないので専門家に意見を聞く。」と言い出したのです。誰が考えても、上より下の方が安全ではないでしょうか。ちなみに、前深津町政ですら、床置きの方が天吊りより安全だと認めています。

その後、「上と下のどちらが安全かという専門家の意見」は怎么样了のか問い合わせても、宮下町長からはいまだに回答はありません。所信表明での「子供達の安全のため」は何処に行ってしまったのでしょうか?

8.「部下のミスには厳格に!巨悪には目をつぶる!」宮下町長の倫理観!!

【いくら何でもやり過ぎではありませんか?】

本年6月4日、町ホームページの新着情報欄に「職員の懲戒処分について」という新着情報が載っていました。処分の内容は戒告(文書での注意)という懲戒処分では一番軽い処分だそうです。具体的には、事務手続きのミスにより国からの補助金1,276,473円がもらえず、町に損害を与えた為という事だそうです。

飲酒運転などの処分であればホームページでの公開も仕方ないと思いますが、「戒告」でこれはやり過ぎではないですか。まるで、「見せしめ」の為の「さらし者」です。

ちなみに、マスコミ関係者の話では、一般的には「戒告」ではプレスリリースはないそうです。普通は減給以上の懲戒処分からだそうです。

【宮下町長のパフォーマンス?】

以下は懲戒処分の掲載記事に付帯していた宮下町長のコメントです。

「今回、国からの補助金の一部を事務手続きのミスによって受けられず、町に対して損害を与えてしまったことは本当に申し訳なく感じています。今回の処分の目的は、ミスが起きた原因をハッキリさせること、再発防止を促すということです。仕事をする以上、必ずミスはあり得ますが万が一起きてしまった場合になるべく小さい影響で済むような組織作りをこれからも進めてまいります。」

宮下町長のコメントには、何か違和感を覚えます。そもそも、町長のコメントなど必要ないと思いますが、部下のミスの謝罪だけであればまだしも、説明する必要もない処分の目的に言及し、「これからは進める」ではなく、「これからも進める」という表現を使って自らをアピールしています。部下である職員の利用しての「宮下町長のパフォーマンス」としか思えません。

【1億円の損失問題である官製談合疑惑について、町民に全く説明しない宮下町長!!】

宮下町長は長野地裁での裁判で「現在、本件について前町長深津、入札参加業者、その他関係者から聞き取り調査を行っているが、予定価格等の法上の漏洩や談合の事実を裏付けるような情報は出て来ていないので問題ない。」としながらも、聞き取り調査の内容や結果を全く示していません。

そのため、私達は聞き取り調査に関する情報公開を3件求めたのですが、全て拒否です。そこで、質問書を提出してその理由の説明を求めたところ、「被告は拒否の理由として公開することで現在実施している調査に影響がある、また、現在継続している住民訴訟における今後の争訟事務に支障が生ずる」ことを挙げたほか、「公開することにより、任意で協力している調査対象の個人、法人に不利益を与える恐れがあるため」を挙げています。(資料室)

しかし、宮下町長は当該入札について問題はないと一貫して主張しているのですから、公開することで調査対象の個人、法人に不利益が生じるはずはなく、むしろ、調査対象の個人、法人の疑惑を晴らすために積極的に開示すべきでしょう。弱い職員には戒告処分でもネット上に公開し、官製談合疑惑の業者には不利益を与える恐れがあるため非公開だそうです。

【なぜか、翌日6月5日に消えた新着情報!】

6月4日に役場ホームページに掲載された懲戒処分の新着情報が、なぜか翌日5日の午後には消えていました。

私達は掲載が消える前の5日午前中、担当の田中総務課長に「やり過ぎではないか?これでは見せしめのための、さらし者ではないか?」と詰問したところ、「町長の意志と判断」という事でした。さらに、「この位でネット上でさらし者にされるのなら、役場を辞めなければならない幹部職員が何人かいるのではないか。」と言うと「町長に伝えておく。」という事でした。それが理由かは不明ですが、掲載した翌日に消したということは、宮下町長はさほど考えずにこの戒告処分の新着情報欄掲載を決定したのでしょうか。これが宮下町長の言う、日本一の職場なののでしょうか。

9.長野地裁での裁判! 何が何でも隠蔽しようとする宮下町長!!

長野地裁での裁判の様子は資料室に掲載してありますのでそちらをご覧ください。

※民事訴訟法上、原則として、何人も訴訟記録を閲覧することが可能だそうです。また、当該訴訟との利害関係を疎明した第三者については、訴訟記録の謄写も認められているそうです。

他方、松川町が当事者となって追行された訴訟の訴訟記録については、情報公開請求により閲覧又は謄写を請求することもできるそうです。

いずれにせよ、町民として、本件訴訟の追行を確認したいという事であれば、裁判所に訴訟記録の閲覧請求をする方法や、役場に情報公開請求をして、訴訟記録を開示してもらう方法があるということです。

反省！ 私達は見ることがなかった！！

私達まつかわ太陽の会6名は、昨年4月の町長選では、深津町政の問題点を指摘し、宮下智博さんを清く、正しく、美しく、真っ直ぐな人だと信じて、宮下町長誕生を側面から全力で支援しました。

しかし、誕生した宮下町長も過去の入札疑惑にフタをしてしまったり、コロナ禍の対応を見ても、とても町民の為の町政とは思えません。

入札における松川町役場の致命的かつ重大な問題は、町長以下幹部職員が「私達は専門家ではない。素人だ。歩切り禁止だ。」と言って、落札予定価格を利害関係者である外部業者に丸投げしていることです。これが、平成27年6月26日からの不正・疑惑の温床なのです。

この事を一年間、宮下町政に指摘し続けてきたのですが全く耳を貸そうとしませんでした。

町長、副町長、幹部職員の皆様！！あなた方は町長、副町長、課長等の専門職であり、公金を扱う権限を持った専門家ではないのですか？

「専門家ではない。素人だ。歩切り禁止だ。」と言って、落札予定価格を利害関係がある外部業者に丸投げし、20万円の既製品を取り付けるエアコン工事が200万円になっても何も感じない、無能でやる気のない方々は辞めていただきたいと思います！！

宮下町政一年を経て分ったことは、「私達に見ることがなかった」ということです。大反省しています。

※私達6名と11月の町議会議員選挙候補者について

私達6名と竹村工業(株)および関連会社の関係者は、竹村工業グループが町内で行っている寄付が公職選挙法199条の2の寄付行為の禁止に抵触する可能性があるため、候補者として出馬することはできません。

ただし、今後も判明した真実だけはお知らせしていくつもりです。

<宮下町長へ>

私達は二度と騙されません。

異論がございましたら、チャンネルユーを入れた、討論会を承ります。

まつかわ太陽の会 (事務局：竹村工業株式会社内)
TEL: 0265-36-6213 E-mail: info@matsukawataiyo.org

使用した資料は、下記アドレスにて詳しくご覧いただくことができます。

まつかわ太陽の会 資料室 <http://matsukawataiyo.org>